

議案第 7 1 号

小田原市行政手続条例の一部を改正する条例

[改正理由]

行政手続法が一部改正され、公示による聴聞及び弁明の機会の付与の通知の方法が見直されたことに伴い、本市の条例に基づくこれらの通知の方法についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 公示による聴聞の通知の方法の見直し（第 1 5 条関係）

公示による聴聞の通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、聴聞の期日及び場所並びに聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地に関する事項並びに行政庁がこれらの事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととする。

2 公示による弁明の機会の付与の通知の方法の見直し（第 2 9 条関係）

公示による弁明の機会の付与の通知についても、1 と同様の方法により行うこととする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日以後に公示される通知について適用